

一 欠員は次のとおりである。

二十四番

一 議会事務局の取員は次のとおりである。

議会事務局長 島田 猛君 議事係長 野崎 寛君

一 地方自治法第百三十一條の規定により本席説明員は次のとおりである。

町長 石川常太郎君 助役 森田幸造君 収入役 秋山誠一君

教育長 篠崎俊夫君 総務課長 大野忠一君 財政課長 森田 猛君

税務課長 上野重勝君 住民課長 町田倍二君 民生課長 生子国利君

産業課長 占谷徳男君 土木課長 高水 求君 水道課長 實井喜代次君

都市計画課長 橋本孝蔵君 教育課長 田村忠雄君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 財政再建計画について「議案第四十七号」 (審査報告)

日程第二 下水路設置についての請願書「請願第三号」 (審査報告)

日程第三 道路舗装に関する請願書「請願第四号」 (審査報告)

追加日程第一 銀座通り一方交通延期に関する陳情書 (陳情第四号)

一 本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時十四分開議

議長(中西虎蔵君) 皆さんお早うございます。本日第五回臨時会を開

催するにあたり、非常にお忙しのところ、全員の皆様をいたさ

したことに、厚くお礼申し上げます。たゞいまから昭和四十年第五回福

生町議会臨時会第二日目の会議を開きます。出席議員は現在二十

三名であります。よって本日の会議は成立いたしました。議事に入

る前に町長からご挨拶願います。

(町長 石川常太郎君登壇)

一 町長(石川常太郎君) 本日第五回福生町議会臨時会第二日目の議会を



ご招集いただきました。全議員さんのご出席をいただきました。誠にありがとうございます。うございまして。細部にわたりまして特別委員会でご審議をいたさる。誠にありがとうございます。本日この結果の報告をいたさる。事は、私どもにとりましては、誠にありがとうございます。感謝に絶えない次第で、ございます。簡単では、ございますが、挨拶といたします。

一議長(中西虎蔵君)日程第一財政再建計画について議案才四七号を議題に供します。本件については、財政再建特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より報告願います。六番

(六番石川信義君登壇)

一六番(石川信義君)ご指名によりまして、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

補足説明を申し上げますと、理事者においても、本計画案の提出に先きたり、去る五月三十一日第二回臨時会に、今後町は町政の執行上、再建法

の適用を受ける以外に財政の建てなおしの道なしとして、申出の議案を提出されたのでございます。従いまして議会は、特別委員会を設置し、審査の上、これが議決を行い再建へのスタートをきったのであります。その後自治大臣から八月二十日町の再建指定日と定められ、今回地方財政再建促進特別措置法第二条第一項の規定により、再建計画を策定され、こゝに提案された次第であります。従いまして議会は、前回と同様に全議員をもって、構成員とする特別委員会を設置し、本格的な審議に入ったわけでありますが、内容を検討いたします。申出の当初に比べ、若干の修正部分があります。基本方針も適切であり、歳入に關しても、再建団体として、当を得ており、又歳入にあたることも、次の時代を担う児童生徒の教育の投資や環境整備のための支出等を主体としたもので、再建による町作り、財政の健全化の努力のあとも、なみなみならぬものと、感じ、敬服する次第

第であります。従いまして当委員会といたしましても、これが実現に
大きな期待をよせている次第であります。「努力のあとに瑞祥ある」
とか申されております。取員各位におかれても、楽しさと、期待をよせ
一改の精進をお願いいたします。前回にも申しあげました、町が消
費都市として、飛躍するためには、赤字を考へ、また現在を考へます
と、地財法によるテコ入れをする以外に方途もなく、私達は町民の
皆さんと共に相たずさの協力して、新しい道への開拓に努力を
しなければ、ならないと考へます。なお地財法適用後は、今までと異
なつた運営の面も多々出てくるものと思われ、是非とも住民
全体のための福祉と安定をお願い、これが運営を發揮し、円滑に又、
恩情ある温かい行政がスムーズに行へますよう、理事者におかれ
ましては、格改のご努力のほど、お願い申し上げる次第であります。
なお適用年度四ヶ年における各般の事業年度が、細かく各年

度毎に計画計上されておりますが、これについては、膨大な予算の
計上であるだけに、重要な意義を要しておりますので、さらに綿密
な検討を加え、財政執行上、支障を来たさないよう格改のご留
意方をお願いする次第でございます。上級監督官庁の適切な
指導をあおぐ事は、勿論であります。議会としても、あげて協力
をおしむものでは、ありません。以上で報告を終わりますが、今会期
特別委員会まで設置し、ご熱心にご審議下さいました事に対し
心より謝意を表します。なにとぞ特別委員会の決定に対して、よ
ろしくご審議の上、ご可決あらん事を切に、お願い申しあげま
して説明を終らせていただきます。

一議長(中西虎蔵君)これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて、質疑を終結いたします。おはかりいたし

ます。議案第四七号は、委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

二議 長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めます。よて議案第四七号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

一議 長(中西虎蔵君) 日程第二下水路設置についての請願書請願第三号を議題に供します。本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。二番

(三番 岸 茂君登壇)

二三番(岸 茂君) ご指名がありましたので、審査報告を申しあげます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

補足説明を申しあげます。本委員会に現在までに、これに類するもの三回も数え提ねされております。これは、地元住民の非情なまでの、

水に対する驚異と、環境整備へのなみなみならぬ気持の現れに、ほかならない、降雨浸水時の惨状は、目にあまるものがあり、誠に、お気毒であります。町においてもこの点を理解して、地財法適用にあたり、国より補助金を得、町の財政をこれにあて、基地排水の関連工事として本年度より着工予定の模範であるが、これが施工にあつては、この地区を最優先して施工し、一日も早くこの地区の排水が行なわれ、住民が安心して生業につけるよう、ご留意願いたく、委員会としては、採択と決定した次第であります。よろしくご審議の上、ご可決あらん事を切にお願いいたしまして、ご説明にかえさせていただきます。

一議 長(中西虎蔵君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議 長(中西虎蔵君) これにて、質疑を終結いたします。おはかりいたします。

す。請願第三号は、委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議 長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めます。よって請願第三号は委員長報告のとおり可決いたしました。

一議 長(中西虎蔵君) 日程第三道路舗装に関する請願書請願第四号を議題に供します。本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。二番

(三番岸茂君登壇)

三番(岸茂君) ご指名がありましたので、請願の審査報告を申しあげます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

補足説明を申しあげます。本請願による道路は、高崎議員さんの前

より青梅線沿い、羽村に至る加美平区画整理事業地区に包有されるところで、福生、羽村間の幹線道路の一つであります。また、舗装もされず、請願文にもありますように、晴天には埃、雨天には泥水と化す等、この地区の被る被害は、極めて大であります。

近頃は、自動車等の交通量も激しいために、道路の破損も甚だしいものが、あります。町はこの道路の整備は、区画整理事業に含めて実施する方針のもようですが、いずれの方法により改修し、整備するにしても、地区住民各位のご協力を得なければ、実現は難しいもので、あります。この面の推進をさらに、行い、舗装実現が一日も早く人事を願ひ、幸い請願もされ、沿道住民のこの点の理解も深いものと信じます。以上当委員会としては、採択いたしましたので、ご説明申しあげます。報告に、かえらせていただきます。

一議 長(中西虎蔵君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。請願第四号は委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めます。よって請願第四号は委員長報告のとおり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)こゝで暫時休憩いたします。

休憩午前九時三十一分

開議午前九時五十五分

一議長(中西虎蔵君)休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(中西虎蔵君)おわかりいたします。お手もとに配布の陳情書と日程に追加し、議題に供する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認め、日程に追加し審議する事に決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君)追加日程第一銀座通り一方交通延期に関する陳情書陳情第四号を議題に供します。局長として陳情書の朗読をいたさせます。

(島田議会事務局長朗読)別紙添参照

(坐を座に訂正する)

一議長(中西虎蔵君)本件について、ご意見がありましたら、お願いいたします。

一十三番(大久保一郎君)本陳情につきましては、非常に重要な問題であると思っております。これに関しましては、関係委員会に付託して十分審査を願いたいと思っておりますが、さうにこの大綱につきましては、良くわか



ります。が、その内容を聞きたいわけで、ございます。これにつきまして、たまたま大沼議員さんが、本日出席して、おりますので、会長の
大沼さんに、この内容のご説明を願えれば、幸いです。と思っております。で、
よろしくお願いいたします。

「議長(中西虎蔵君)おはかりいたします。陳情の代表が大沼議員であり、又銀座通りの会長でもありますので、ご説明を願いたいという、発言がありました。が、いかがいたしましょうか。」

「(異議なしと呼ぶ者あり)」

「議長(中西虎蔵君)異議がないものと認め、大沼議員からの説明を願います。」

(十二番大沼秀伍君登壇)

「十二番(大沼秀伍君)大変貴重な時間を本臨時会の追加議案といたしまして、急施事件として本件を取り上げて、いたぐさました事に

つきました。私会長といたしまして、皆さん方に厚くお礼申しあげます。この陳情書の内容にも、ございますように、銀座通りは六米の幅で、約千メートル以上の長い道路で、ございます。従いまして、その大多數の商店が零細に等しい商店が多いので、ございます。従いまして、このように、駐車禁止並びに一方交通、しかも駐車禁止も二十四時間という都内の最も混雑した交通規制がなされるようとしているので、ございまして、このような状態になります。とわれわれ商店といたしましては、非常に今後の生活に、おびやかされる事は、火を見るよりも明らかでございまして、私達約百十名の署名をもちまして、関係官庁その他に陳情申しあげたので、ございまして、その陳情先は都の公安委員会、福生警察署長、福生町長、福生町議会、福生地区交通安全協会、商工会等それぞれ陳情いたしました。なお、これ以前におきまして、私達役員といたしましても、

警察署、その他各関係団体を回りまして、このように強い規制のな
いように運動して参つたわけでございますが、先般の運転者講習会、そ
の他におきましても警察当局におきまます現時点で交通規制が実
施されるやに聞きおよんであるわけでございます。私達、百三十店の皆
さま共々日夜これに對して頭を悩ましてあるわけでございます。
一面銀座通りの事故の発生というものが、それほど多いとは、考え
られないので、ございますが、又事故の起きている現場を見ますと、
今だに、交通標識というものも非常に少なく、そのための事故の原
因があつたように考えられます。私も町議員のはしくれといた
しまして、今後の都市計画街路の現況を見ますと、将来非常に都
市街路というものが、大巾に變つて参ります。従いまして、銀座通
りを通行する車輛というものは、極めて少なくなつて、来るやに
考えられるわけで、ございます。先般来、役員を動員いたしまし

て、いろいろ車輛の通行量等を調査いたして見ましても、とうてい都
心に近い道路から比較いたしますと、極めて少ない数量ではないか
と思うのでございます。そういう観点からいたしまして、これは銀
座りだけの問題でなく、今後そういう規制が各所になされるや
に聞いております。われわれ住民の意思を無視するような交
通規制が遂次一方的に天降りの的になされるならば、今後われ
われの生活問題にも大きく影響して参りますので、なにとぞ皆
さまの温いご同情によりまして、これが最も円満に解決でき
ますよう皆さまの絶大なるご協力とご支援を切にお願い
申しあげまして、私のお礼とご挨拶を申しあげさせていただきます。
きまりました。

議長(中西虎蔵君)他にありませんか。

一六番(石川信義君)議長

一議長(中西虎蔵君) 六番

一六番(石川信義君) 自席からお許しを願います。本件を急施事件に、取り上げていたゞきまして、ご審議承ります事に対し、心からお礼申しあげます次第でございます。本件に関しましては、陳情書並びに会長であります大沼議員から、饒々説明がなされましたので、あえて、私が申しあげます必要はないかと存じますが、沿道に住む一人として、又沿道住民の代弁をいたさなければ、ならない立場から、一言申し上げまして、参考にしていただきたいと存じます。ご承知のとおり、銀座通りは、福生警察署管内の交通量としては、繁華街に入ると存じますが、今回なされます規制すなわち一方通行並びに駐車禁止というような規制は、道路に對しましては、最高の規制でありまして、従いまして、現在の銀座通りにおきます交通量から考へまして、これが、最高の規制をすべき現状であるかどうかという事

につきましては、われわれ沿道に住む者でない方に、あかれましては、ご理解願えるものと考えるので、ございます。たしかに道路そのものにつままして、交通事故等が頻繁に発生されておりますが、当銀座通りにおきましては、たゞいま会長が申されたとおり延長一キロあり巾員も六米で狭い商店街ではあるが、目立って頻繁に交通事故が発生しているという事もございせん。全然ないという事は、申しあげられませんが、その交通事故のほとんどが、区画整理された基盤の目のような路地から出てきて、銀座通りをとあるという個所の事故が最も多いので、ございまして、従いまして、これらの人命を救うべく交通規制をする警察側の考へをも十分わかるわけで、ございしますが、こういう道路に對する最高の規制をする上におきましては、やはり民主警察のあり方からいたしまして、ある程度交通の整備あるいは、いろいろな対策を

ねりました後に事故が多く発生するということ事において駐車禁止
になり、一方交通の規制をするという順をふむのが、妥当だと思ひ
ます。又そういうふうに取り計られるのでは、なかつたかと思つて
あつたので、ございしますが、はからずも一方交通と駐車禁止が同時
に、なされると聞いておりますので、そういう面におきましては、誠
に、きつい規制でございしますので、沿道住民にとりまして、これは
ちよつと、きつすぎる規制では、なかつたかと思つたので、ございします。
特に私ども主張したい事は、銀座通りの延長の中にも、やは
り一部分の繁華街で、牛浜方面におきましては、それほど混雑も
なく、年々行なわれる七夕祭りに、いつでも旧警察署から牛浜方
面におきましては、あえて規制をしなくてもよろしいのでは、なかつ
たかという事も出ておるよう、に記憶しておりますし、又、これが
繁華街で警察祭の手をわずらわせ交通整理も週に一回しなけ

ればならないという状態で、警察といたしましても、重実的な交通
方式というようなものに現在までは、そういう交通指導の面にも
われわれの目には、見受けられないので、ございします。従いまして、陳
願書にもありますように、今後は是非とも駐車禁止の点につきま
しては、沿道のわれわれといたしましては、了承するものでありま
すが、一方通行と駐車禁止を同時に行うという事につきまして
は、是非町当局並びに議会の皆さん方のお力を願ひまして、この
際、一方交通に関しましては、暫く延期願うよう、ご努力方を
願ひければ、誠に幸かと存じます。なお議員各位におきまして
は、慎重審議願ひまして、これを議会に取りあげて、いたゞき
まして、陳情書とあり、ご可決あらん事も、切にお願ひ申し
あげまして、終らせていたゞきます。